

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の概要

1. 目的

南極の海洋生物資源（海鳥を含む）の保存（合理的な利用を含む）

2. 我が国の参加

署名：1980年9月20日 発効：1982年4月7日（我が国は発効時から参加）

3. 加盟国（24か国1地域機関：2013年5月現在）

日本、アルゼンチン、豪州、チリ、フランス、ドイツ、NZ、南アフリカ、英国、米国、ノルウェー、ベルギー、ポーランド、韓国、ブラジル、インド、スペイン、ロシア、スウェーデン、イタリア、ウクライナ、ウルグアイ、ナミビア、中国、EU。その他に、条約締約国で委員会に加盟していない国として、オランダ、ギリシャ、ブルガリア、フィンランド、カナダ、ペルー、バヌアツ、モーリシャス、クック諸島、パキスタン、パナマの11カ国がある。

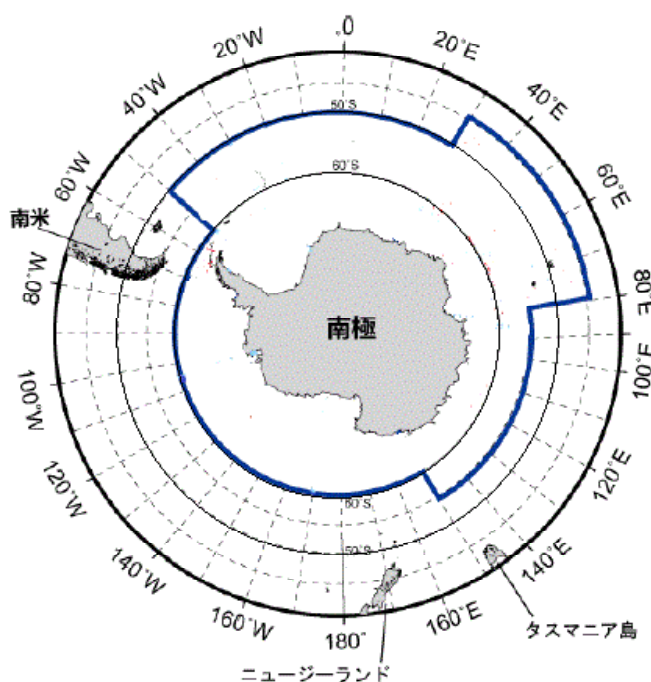
4. CCAMLRと我が国漁業

今漁期（2012年12月1日～2013年11月30日）、我が国漁船は、CCAMLR水域においてメロはえ縄漁船一隻が操業中。

5. 主な保存管理措置

CCAMLR水域で操業する際の旗国による許可制、漁船へのVMS（衛星による自動位置モニタリングシステム）の設置、漁船入港時の検査と必要な場合の水揚げ拒否、メロの漁獲証明制度等

6. CCAMLR水域（下図：青枠内）



海域図：(独)水産総合研究センター 国際水産資源研究所の資料を元に水産庁で作成